

(農林水産省水産庁管理調整課)

項 目 名	東日本大震災の被災者が建造又は取得した漁船に係る登録免許税の免税措置の廃止		
税目 (条文番号)	登録免許税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条)		
見 直 し の 内 容	(1) 現行制度の概要 被災者の経営再建を税制面から支援するため以下の登記に係る登録免許税を免除とする。 ① 被災した船舶等の代替船舶等を取得する場合における所有権の保存又は移転登記。 ② 被災した船舶等の代替船舶等の取得のための資金の貸し付け等に係る債権を担保するための抵当権の設定登記。 (制度経緯) ・平成 23 年度 創設 (2) 要望の内容 特例措置の適用期限 (令和 9 年 3 月 31 日) の到来をもって、本特例措置を廃止する。		
		平年度の増収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	東日本大震災から 15 年あまりが経過し漁船の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる漁船を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置を廃止する。		

(農林水産省水産庁管理調整課)

項 目 名	東日本大震災の被災者が建造又は取得した漁船の契約書に係る印紙税の非課税措置の廃止		
税 目（条文番号）	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 51 条）		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 東日本大震災の被災者が東日本大震災により滅失又は損壊したため取り壊した漁船に代わるものとして建造又は取得する場合に作成する譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書について印紙税を非課税とする。 （制度経緯） ・平成 23 年度 創設 （２）要望の内容 特例措置の適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）の到来をもって、本特例措置を廃止する。		
		平年度の増収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	東日本大震災から 15 年あまりが経過し漁船の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる漁船を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置を廃止する。		

令和 9 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 （ 廃 止 ・ 縮 減 ）

（農林水産省新事業・食品産業部企画グループ）

項 目 名	認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減の見直し		
税目（条文番号）	登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 2 項		
見 直 し の 内 容	産業競争力強化法に基づく特別事業再編に係る登録免許税の特例措置について、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。		
	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	制度対象となる登録免許税が生じる再編手法（合併、事業譲渡、会社分割）はグループ内の再編手段として採用されるケースが多い。 一方で特別事業再編計画はグループ内の資産移動を制度対象外としていることから、事業者による活用局面が限定されており、本制度では現状においても申請・認定実績がない状況にある。 以上のことから、特別事業再編計画の性質上今後の活用も見込めないため、制度の終了が相当と考えている。		

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減

○本措置については、適用実績がなく政策効果を検証できない状況にある。

○その背景として、対象となる登録免許税を伴う再編手法（合併、事業譲渡、会社分割）が実務上グループ内再編において採用されるケースが大半である一方、本制度はグループ内の資産移動を対象外としているため、活用局面が極めて限定的であると考えられる。

○以上の点検結果を踏まえ、本制度は制度設計の前提と実務上のニーズが乖離しており、今後も活用が見込めないことから、本措置を廃止することが相当であると判断し、要望内容に反映した。